

## 平成29年度前期山口大学授業料免除申請説明会の概要

【日時】 平成29年1月10日(火)～11日(水), 17日(火)～19日(木) 18:15～18:45

### 1 申請対象者について

・平成29年4月1日時点で、留年中または修業年限超過の方は、原則申請できない。ただし、留年または修業年限超過が特別な事情による場合は、申請を受理することがあるので、学生支援課学生サービス係まで問い合わせること。ちなみに、「特別な事情」とは、病気、出産、期間が半年以上の留学など。

### 2 申請期間について

・**平成29年1月30日(月)～2月17日(金) 平日のみ 9:00～17:00**

・**本人以外による代理申請は受理しない。**例えば、申請期間中に帰省するので、書類を友人に預けて、代わりに友人に提出してもらう、というのは認められない。必ず、申請者本人が提出に来ること。

### 3 申請方法について

・授業料免除申請でやらなければいけないことは、大きく分けて2つ。1つは「申請に必要な書類を準備する」、もう1つは「インターネットで必要事項を入力する」。

・まず、しおりの3頁以降に記載している書類を準備する。必要書類は、申請者の家庭状況によって異なるので、自分が該当するものを準備すること。該当するものが分からない場合は、しおりの10頁に記載している問い合わせ先まで相談すること。

・次に、授業料免除申請システム操作マニュアルを参照しながら、「授業料免除システム」に保護者の年収などを入力する。システムへのログイン方法や操作マニュアルの確認方法については、しおりの1～2頁に記載しているので、確認しておくこと。

・**授業料免除システムには、平成29年4月1日現在の情報を入力すること。**特に、現在、小学6年生、中学3年生、高校3年生、大学4年生など各学校の最終学年の兄弟姉妹がいる場合は注意すること。**平成29年4月1日以降に在籍している学校名を入力すること。進路が未定の場合は、空白のまま構わない。進路が確定後、しおりの10頁に記載している問い合わせ先まで報告すること。**

・最後に、「**受付事前チェックシート**」で書類等に不備がないか確認後、必要書類と本人調書を、しおりの2頁に記載している「4 申請書類の提出場所」に提出すること。

#### 4 提出書類について

##### (1)申請者全員が提出する書類

- ・しおりの3頁に記載している書類は、申請者全員が提出すること。
- ・**しおりの3頁に記載している1～3の書類が完全に揃っていない場合は、申請が受理されない****ので注意すること。**
- ・「授業料免除願」はワードで作成すること。手書きで作成しないこと。
- ・しおりの4頁に記載されているとおり、①授業料免除申請システムに同一生計の家族を入力していない場合、②提出された所得証明書が「平成28年度(平成27年分)」ではなかった場合、③所得証明書が原本ではなかった場合は、**受付後であっても申請を無効とする。**

##### (2)所得に関する書類

- ・同一生計の家族の中に、しおりの4～6頁に該当する方がいる場合、全ての収入に関し、所得証明書に加えて必要書類を提出すること。
- ・毎回多くの方から「所得証明書を提出すれば、源泉徴収票を提出しなくてもいいのでは？」という問い合わせがあるが、必ず両方提出すること。所得証明書でどのような所得があるかを確認し、源泉徴収票で金額を確認するため。
- ・確定申告書について、今年の申告期間は2月16日～3月15日のため、2月17日までに提出するのは難しいと思われる。そのため、確定申告書については、3月31日までに提出すること。
- ・確定申告書について、今年から個人番号(マイナンバー)が記載されているので、提出の際は、塗りつぶして見えない状態で提出すること。

##### (3)特別控除に関する書類

- ・兄弟姉妹の在学証明書について、**国立**の学校に通っている場合は、必ず本学指定の様式で証明を受けること。様式は、「学生生活の手引き」に掲載している。なお、平成28年度の授業料免除実施状況についての記載があれば、各学校の様式でも構わない。**公立・私立**の学校に通っている場合は、各学校の様式の在学証明書で構わない。
- ・**在学証明書の発行日は、必ず平成29年4月1日以降の日付であること。**平成29年4月1日以降も間違いなく在学していることを確認するため。よって、平成29年3月31日以前の発行日のものを提出した場合は、再提出してもらう。また、**在学証明書は平成29年4月21日(金)17時までに提出すること。**
- ・母子・父子家庭について、しおりの7頁に、どういう世帯が母子・父子世帯に該当するかを記載しているので、確認しておくこと。
- ・原則、母子・父子世帯による特別控除の対象となるのは、現在の家庭状態が「死別」、「離婚」、「行方不明」のいずれかに該当する世帯。
- ・**「離婚はしていないが別居中」や、「離婚調停中」などの場合は、母子・父子世帯による特別控除の対象とならないので注意すること。**

## 5 不足書類を提出期限までに提出できない場合について

・申請書類提出後、不足書類がある場合は、本学が指定した提出期限までに提出するよう依頼をする。その際、正当な理由により、本学が指定した提出期限までに提出できない場合は、必ず事前に連絡をすること。

・**なお、しおりの8頁に、正当な理由に該当しない例を記載している。ここに記載しているような理由の場合は、正当な理由と認めないため、事前に連絡があったとしても、督促の手続を進める。**

・本学に連絡をする際は、①受付番号、②所属学部、③氏名、④提出できない理由、⑤提出可能日を連絡すること。メールで連絡する場合は、「[ga113@yamaguchi-u.ac.jp](mailto:ga113@yamaguchi-u.ac.jp)」までメールをすること。

・事前連絡が無く、本学が指定した提出期限までに不足書類を提出しない場合は、督促の連絡をする。督促の連絡は、メールと電話の両方で行う。

・督促の連絡をしても提出しない場合、または督促の連絡に応じない場合は、保護者宛に書類督促の文書を送付する。独立生計者や留学生の場合は、本人宛に送付する。

・督促文書に記載している期日までに提出しない場合は、**申請の意志がないとみなし、申請を無効とする。**主にしおりの4～6頁に記載している書類が不足している場合に、督促文書を送付する。

## 6 申請結果の決定時期と授業料納付について

・**申請結果は、平成29年6月中旬頃、山口大学公式メールアドレス宛に通知する。**

・申請結果が通知されるまで、授業料を納付しないこと。一度納付した授業料は返還できないため、授業料を納付した場合は、授業料免除申請を辞退したものとして扱う。

## 7 注意事項

・**本学からの連絡は、原則メールで行う。**授業料免除願に記載されている「確実に連絡が取れるメールアドレス」宛にメールを送付する。「確実に連絡が取れるメールアドレス」なので、本学から送付したメールは確実に確認している、という前提で処理を進めていく。**メールを確認していない場合は、最終的には督促文書を送付することになり、最悪の場合、申請が無効となるので、メールは毎日確認すること。**

・その他、不明な点がある場合は、共通教育棟8番窓口、もしくは、しおりの10頁に記載している問い合わせ先まで相談すること。